

# 那 霸 市 公 報

号外第 6 9 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那霸市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那霸市総務部総務課

## 目 次

### 監 査 委 員 公 表

平成 20 年度定期監査 (前期) の結果について (公表) ..... 543

### 監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成 2 0 年 7 月 9 日

那霸市監査委員 長嶺 紀雄

同 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成 20 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)

地方自治法第 199 第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部、消防本部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

## 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **都市計画部**  
都市計画課、建築指導課、市街地整備課、契約検査室、  
区画整理課  
**建設管理部**  
建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課  
(都市施設管理センター)  
道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所  
**消防本部**  
総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、西消防署、  
中央消防署
- 第 2 監査の期間 平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 6 月 25 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は平成 19 年度(平成 20 年 3 月 31 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況ならびに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

### 都市計画部

#### 都市計画課

##### 1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 4 人、主幹 2 人、主査 9 人、主任主事 1 人、主任技師 3 人、技師 2 人の計 22 人である。その他、派遣職員として県都市計画・モノレール課派遣 5 人(副参事 1 人、主査 1 人、主任技師 2 人、主事 1 人)沖縄都市モノレール(株)派遣 1 人(主査)、那覇港管理組合派遣 18 人(参事監 1 人、副参事 4 人、主幹 1 人、主査 7 人、主任主事 2 人、主任技師 1 人、主事 2 人)、泊ふ頭開発(株)派遣 1 人(参事)である。

##### 2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査、報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭開発株式会社、部所管事務の政策課題、部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめ、部内の連絡調整、部内の他課に属しないことに関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 収入について

収入は、証明手数料(4万6,200円)、景観地区工事助成金(180万円)、都市計画図面等の売払収入(21万7,700円)等である。

#### (2) 負担金、補助金について

負担金の支出は、平成19年度那覇港管理組合負担金(5億9,039万2,000円)、平成19年度沖縄県都市計画協会会費(80万2,000円)、平成19年度沖縄県都市モノレール推進調査及び事業の市負担金(567万9,000円)等である。

補助金の支出は、景観地区工事助成金(400万円)、都市景観助成金(56万円)である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、第1回都市計画審議会委員報酬、市民との協働まちづくり事例勉強会実施に伴う講師謝礼金、第1回都市計画審議会委員費用弁償等である。

概算払による支出は、九州主管部長会議参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、破産者琉球バス(株)補助金請求事件の委任契約に伴う着手金(183万7,500万円)、那覇市中心市街地交通量調査業務(274万6,500円)、首里金城地区街なみ環境整備方針策定業務委託(476万7,000円)等である。

#### (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料(65万3,580円)、カラーコピー機賃借料(35万2,800円)等である。

これら契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 土地・建物について

土地は歴史観光施設(首里金城村屋)201.00㎡、建物は歴史観光施設(首里金城村屋)72.9㎡等である。

#### (2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄都市モノレール25億円、泊ふ頭開発(株)6億円である。

#### (3) 債権について

債権は、都市モノレール整備資金貸付金89億7,530万円、バス事業活性化資金貸付金8億8,091万3,000円である。

#### (4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

## 6 指摘事項等

### (1) バス事業活性化資金償還金の滞納繰越について(努力事項)

平成 15 年度に那覇交通(株)のバス路線再編成不履行による協定・覚書の解除及び貸付金(8億8,091万3,000円)の期限前償還を通告し、平成 20 年 3 月 3 日の破産手続終了に伴い連帯保証人(2人)に対しても償還請求を行うなど債権回収に努めているが、今後は、連帯保証人の資産調査等も十分に行ったうえで、早期の整理回収に努力されたい。

### (2) 沖縄県都市計画協会負担金の支出について(検討事項)

沖縄県都市計画協会に平成 19 年度負担金として 80 万 2,000 円を支出している。同協会が主催する海外研修は、これまで 5 年間実施され、研修先がヨーロッパと特定された地域となっている。この海外研修に本市職員も平成 14 年度から参加しているが、平成 19 年度は 3 人が参加し研修派遣に要した費用の約 6 割に当たる 65 万 4,000 円を同協会が負担しており、その額は本市の同協会に対する平成 19 年度負担金の約 8 割相当になっている。

本市が行財政改革を実施し財政の引き締めを図っている中での当該負担金の支出のあり方については、地方自治法第 2 条第 14 項の主旨を踏まえて、また、予算措置の優勢順位も厳しく求められている状況を考え、事業の再評価を行い妥当なものか検討されたい。

## 建築指導課

### 1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任技師 6 人、技師 7 人計 22 人である。その他臨時職員 1 人である。

### 2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可に関する事、建築相談及び指導に関する事、違反建築に関する事、開発許可申請に関する事、道路位置指定に関する事、優良宅地及び優良住宅の認定に関する事等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 収入について

収入は、構造計算適合性判定手数料(117万8,000円)、公庫融資住宅工事審査受託事業収入(40万428円)等である。

#### (2) 負担金について

負担金の支出は、全国建築審査会協議会平成 19 年度負担金(5万円)、日本建築行政会議平成 19 年度負担金(18万円)、沖縄受信環境クリーン協議会平成 19 年度負担金(1万5,000円)等である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、第 1 回建築審査会委員報酬、建築審査会委員費用弁償である。

概算払による支出は、既存分譲マンション等のサンプリング調査等に関する

る会議への参加等である。

これら契約事務について、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託について

業務委託契約は、2 項道路管理システム構築業務委託 (720 万円) 構造計算適合性判定業務 (94 万 4,000 円) である。

##### (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、建築確認支援システム機器装置の賃借料 (192 万 4,020 円) 中間検査業務用自動車賃借料 (21 万 1,680 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

#### 6 指摘事項等

##### 行政代執行費用徴収金について (努力事項)

平成 5 年の不法建築物の代執行に要した費用 (3,421 万 8,625 円) の徴収については、平成 16 年度の定期監査 (後期) における留意事項、平成 18 年度の決算審査における当該未収金の回収努力を促してきたところであるが、現在も滞納繰越のままである。今後とも回収に努力されたい。

### 市街地整備課

#### 1 職員の配置状況

市街地整備課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主査 7 人、主任技師 1 人、技師 1 人、計 13 人である。

#### 2 主な所掌事務

市街地整備課は、市街地再開発事業、新規開発地区、町界、町名及び地番、住居表示、市の区域及び新都心地区のまちづくりに関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

##### (1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、牧志・安里地区市街地再開発組合への公共施設管理者負担金 (4,952 万円) 都市再開発促進協議会年会費 (15 万円) 社団法人全国市街地再開発協会年会費 (8 万円) 九州地区住居表示協議会負担金 (5 万円) 及び都市再開発研修負担金 (5 万 7,032 円) 等である。

補助金の支出は、牧志・安里地区市街地再開発事業建設補助金 (6,834 万円) 都市再生総合整備事業補助金 (1 社) (3 万 2,000 円) 都市再生総合整備事業補助金 (繰越分) (1 社) (79 万 6,000 円) である。

##### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、九州地区住居表示協議会負担金、沖縄県住居表示

事務連絡協議会総会出席者負担金、専門課程都市再開発研修実習見学費、全国市街地再開発事業基礎研修会議参加費、全国市街地再開発事業研究会参加費等である。

概算払による支出は、市街地再開発事業費補助金、公共施設管理者負担金、専門課程都市再開発研修旅費、全国市街地再開発事業基礎研修会議参加旅費、九州都市計画主管部長会議参加旅費等である。

これらの状況について審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託について

業務委託契約は、農連市場地区防災街区整備事業基本計画作成業務委託(168万円)である。

##### (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料(94万6,365円)、コピー使用料(56万5,626円)、複写機賃貸借料(47万8,800円)、サーバー機器賃貸借料(18万3,960円)及びNHK放送受信料外2件(28万5,782円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 出資金について

出資金は、久茂地都市開発株式会社株券(1億2,000万円)、那覇新都心株式会社出資金(2億2,500万円)である。

##### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

### 契約検査室

#### 1 職員の配置状況

契約検査室の職員配置状況は、参事兼室長1人、副参事5人、主査3人、主任主事3人、計12人である。その他、臨時職員1人である。

#### 2 主な所掌事務

契約検査室は、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

##### (1) 未収金について

未収金は、平成19年11月6日に執行した石嶺市営住宅第2期建替工事(建

築 1 工区)の入札において、共同企業体(3社)が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったための損害賠償金(3,466万5,466円)である。

#### (2) 負担金について

負担金の支出は、社団法人土木学会負担金(8万円) 沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金(8,000円) 九州契約事務主管課長会議出席負担金(5,000円) 及び入札改革フォーラム 2007～入札契約制度改革推進自治体会議 I N立川出席負担金(1,000円)である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、入札改革フォーラム 2007～入札契約制度改革推進自治体会議 I N立川(航空賃) 九州契約事務主管課長会議(航空賃) 沖縄県公共工事契約業務連絡協議会会費及び九州契約事務主管課長会議出席負担金等である。

概算払による支出は、入札改革フォーラム 2007～入札契約制度改革推進自治体会議 I N立川旅費(日当、交通費、宿泊費) 及び九州契約事務主管課長会議旅費(交通費・宿泊費・その他)である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、那覇市 C A L S システム試行運用業務(105万8,400円) 電子入札コアシステムアウトソーシングサービス基本初期作業(80万5,000円) 指名業者システムとの連携(65万1,000円) 実証実験、職員向け講習会対応業務(54万6,000円) 電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約(応用者向けヘルプデスク、システム管理者支援サポート)(50万4,000円) 等である。

#### (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の契約は、パソコン機器賃貸借(100万440円) O A 機器賃借料(80万2,620円) 電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約(入札情報公開システム)(42万円) 及び電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約(運用サービス)(21万4,200円) 等である。

#### (3) 需用費(修繕料)について

修繕料の契約は、イプシオ N X 920 修理(1万8,900円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

### 6 指摘事項等

#### (1) 建設工事契約未締結による違約金の収入未済について(検討事項)

違約金は、平成 19 年 11 月 6 日に執行された石嶺市営住宅第 2 期建替工事(建築 1 工区)の入札において、共同企業体(3社)が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったため、「那覇市工事請負等指名競争入札心得」第 2 条(入札保証金)に基づく、損害賠償金(3,466万5,466

円)である。

損害賠償請求を共同企業体代表者に請求しているが、同代表者は、「平成 20 年 4 月 21 日破産申立を行い、同年 5 月 2 日破産手続きに入っている。」とのことである。

今後は、共同企業体構成員への請求も含め、賠償金の回収を検討されたい。

## (2) 負担金について (留意事項)

沖縄県公共工事契約業務連絡協議会会費 (8,000 円) については、平成 18 年度定期監査 (前期) において、留意事項として指摘した結果、年会費 1 万円を 8,000 円に見直されているが、同連絡協議会の平成 18 年度決算における収支比率が 44.5%となっている。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層見直しに努められたい。

## 区画整理課

### 1 職員の配置状況

区画整理課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 3 人、主査 12 人、主任技師 9 人、主任主事 10 人、技師 6 人、計 43 人である。その他、非常勤 1 人、臨時職員 1 人である。

### 2 主な所掌事務

区画整理課は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、区画整理事業特別会計の予算・決算及び経理、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 補償金について

真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償 単独 348 件 23 億 4,555 万 8,941 円 (内訳 19 年度 278 件 17 億 5,666 万 1,250 円 18 年度繰越分 70 件 5 億 8,889 万 7,691 円)、真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償 補助 6 件 956 万 1,800 円 (内訳 19 年度 2 件 186 万 3,700 円 18 年度繰越分 4 件 769 万 8,100 円) 及び那覇ふ頭三重城小船溜まり係留使用料に対する補償費 (1 件 52 万 2,900 円) である。

#### (2) 負担金、交付金について

負担金の支出は、社団法人まちづくり区画整理協会負担金 (18 万 8,000 円)、沖縄県土地区画整理研究会負担金 (1 万円)、土地区画整理セミナー (移転補償) 講習会出席者負担金 (2 万 2,000 円)、土地区画整理セミナー (換地設計演習) 講習会出席者負担金 (2 万 2,000 円) 及び区画整理換地計画・換地処分講習会出席者負担金 (1 万 9,000 円) 等である。

交付金の支出は、区画整理事業の換地処分に伴う土地権利価格の差額に対する補償で真嘉比古島第一地区清算交付金 (88 万 1,505 円)、壺川清算交付金 (23 万 3,092 円) 及び小禄南清算交付金 (8 万 5,600 円) である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、真嘉比古島第二土地区画整理事業審議会委員報酬、

真嘉比古島第二土地区画整理事業評価委員会委員報酬、納骨堂の旧盆消耗品、土地区画整理事業賠償責任保険料及び土地区画整理セミナー（移転補償）受講負担金等である。

概算払による支出は、土地区画整理セミナー「移転補償」旅費、区画整理の換地計画・処分講習会旅費、墳墓の補償交渉及び補償契約業務に伴う旅費、土地区画整理セミナー「土地区画整理と関係税制」受講旅費及び土地区画整理現地研修会旅費等である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託について

業務委託契約は、真嘉比古島第二地区基準点測量業務(1,390万円)、真嘉比古島第二地区出来形確認測量業務(その3)(1,051万円)、真嘉比古島第二地区出来形確認測量業務(その2)(994万3,000円)、真嘉比古島第二地区出来形確認測量業務(その1)(928万円)及び真嘉比古島第二物件調査業務(H19の6)(616万5,000円)等である。

##### (2) 工事及び設計委託について

工事及び設計委託契約は、平成19年度分の真嘉比古島第二街路及び整地工事(その3)(9,712万5,000円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その1)(4,797万4,250円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その7)(4,515万円)、平成18年度から繰越分で真嘉比古島第二街路及び整地工事(その10)(5,989万7,000円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その1)(5,618万4,000円)等である。

##### (3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、仮設住宅用地賃借料(法人用)(366万7,000円)、仮設住宅用地賃借料(個人用)(317万7,000円)、パソコン機器等賃借その1(168万3,360円)、パソコン機器等賃借その2(150万9,480円)、パソコン機器等賃借その3(106万9,950円)及び複写機賃借(116万1,633円)等である。

##### (4) 需用費(修繕料)について

修繕料は、カメラ修理(3万3,285円)、公用車部品取替え(1万7,808円)及び真嘉比古島仮安置所改修外6件(59万8,524円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 5 財産の管理状況

##### (1) 建物について

建物は、区画整理課庁舎(322.00㎡)、真嘉比古島仮設住宅1号棟(263.00㎡)、真嘉比古島仮設住宅2号棟(259.20㎡)、真嘉比古島仮設住宅3号棟(461.80㎡)、真嘉比古島仮安置所1号棟(170.00㎡)、真嘉比古島仮安置所2号棟(164.15㎡)、区画整理課書庫(49.69㎡)、真嘉比古島第二無縁骨仮安置所(32.40㎡)及び真嘉比古島無縁骨仮安置所(25.92㎡)である。

##### (2) 基金について

基金は、壺川土地区画整理事業基金211万3,000円、小禄金城土地区画整理事業基金5万4,000円、小禄南土地区画整理事業基金834万7,000円、真嘉比古島第一土地区画整理事業基金2万3,000円、真嘉比古島第二土地区画

整理事業基金 3,272 万 7,000 円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

負担金について(留意事項)

沖縄県土地区画整理研究会負担金(1万円)については、平成 18 年度定期監査(前期)において留意事項として指摘した。同研究会の平成 18 年度決算においても収支比率が 15.0%となっており改善が見られない。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに留意されたい。

## 建設管理部

### 建設企画課

1 職員の配置状況

建設企画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、担当副参事 1 人、主幹 2 人、主査 6 人、主任主事 1 人、技師 1 人の計 12 人である。

2 主な所掌事務

建設企画課は、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替事業における民間活用用地、建設管理部の所管する施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、第 31 回住宅まちづくりフォーラム参加負担金(9,000 円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、第 31 回住宅まちづくりフォーラム参加負担金、那覇市住宅政策等審議会委員の報酬及び費用弁償である。

概算払による支出は、第 31 回住宅まちづくりフォーラム参加及び民間活用による団地建替事業調査の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、那覇市住宅政策関連計画策定業務委託(934 万 5,000 円)、市営住宅活用用地の活用検討調査業務(231 万円)、特殊地下壕対策( 29

～32) 調査実施設計業務 (95 万 5,500 円) である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、特殊地下壕対策 (29～32) 埋戻工事 (655 万 2,000 円) 及び特殊地下壕対策 (77) 埋戻工事 (300 万円) である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、NHK 放送受信料 (1 万 3,280 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 道路建設課

1 職員の配置状況

道路建設課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 1 人、主査 12 人、主任主事 8 人、主任技師 12 人、技師 5 人の計 41 人である。その他、臨時職員 4 人である。

2 主な所掌事務

道路建設課は、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工管理、用地(公園等の用地を除く)の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会 (25 万 6,000 円)、沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会 (1 万円)、沖縄地区用地対策連絡会 (6 万円)、全国街路事業促進協議会 (5 万円)、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会 (4 万円) 等である。

(2) 資金前渡について

資金前渡による支出は那覇市公共事業評価監視委員会委員費用弁償 (5 万 1,000 円)、概算払による支払いは歴史的地区環境整備街路事業の事例調査及び講習会旅費 (14 万 5,080 円)、金城西線街路工事立会検査旅費 (6 万 5,140 円)、研修旅費 2 件 (11 万 4,720 円) である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、用地補償技術補助業務委託 (その 1) (850 万円)、用地補償技術補助業務委託 (その 2) (850 万円)、平成 18 年度石嶺線測量業務

委託 (837万6,000円 繰越事業)、平成18年度那覇市広域都市計画道路 3・4・那22号松山線街路事業 (1億2,870万1,450円 繰越事業)、平成18年度鳥堀12号 (那覇区間) 補償物件調査算定業務 (その3) (525万円 繰越事業) 等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、平成19年度牧志壺屋線街路工事(第9工区)(2,016万円) 石嶺福祉センター線街路工事に伴う旧更正施設等解体工事 (2,221万5,000円)、平成18年度久茂地前島線道路改良工事 (その1) (2,020万5,000円 繰越事業)、平成18年度牧志壺屋線街路工事 (第7工区) (2,996万6,250円 繰越事業)、平成18年度金城西線街路工事 (第8工区) (3,863万円 繰越事業) 等である。

工事設計委託契約は、平成19年度首里金城地区細街路設計業務(378万円) 平成19年度石嶺福祉センター線詳細設計業務 (1) (243万6,000円)、平成18年度首里金城町細街路設計測量業務委託 (1,242万2,000円 繰越事業)、平成18年度石嶺線設計業務委託 (1,485万6,000円 繰越事業) 等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料 (220万5,550円)、OA機器リース料 (3件 359万9,027円)、コピー料金 (92万674円)、業務用自動車賃借料 (3台 138万4,845円) 等である。

(4) 需用費 (修繕料) について

修繕料は、キャノン複写機修理 (5万3,061円) である。

これら契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月12日に備品台帳、その他関係書類等と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

団体負担金について (留意事項)

道路建設課が負担金を交付している次の5団体の運営状況について、平成18年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成19年度交付額 (那覇市)	平成18年度決算額			収支 比率 (%)	主管課から 交付団体へ の要請等
		収入額	支出額	収支差額		
道路整備促進期 成同盟会沖縄県 地方連絡協議会	256,000	10,207,680	7,676,851	2,530,829	75.2	行わなかった。

沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会	10,000	763,466	131,893	631,573	17.3	前年度1万5千円を1万円に減額した。
沖縄地区用地対策連絡会	60,000	12,700,075	10,058,594	2,641,481	79.2	行わなかった。
全国街路事業促進協議会	50,000	46,708,886	28,660,392	18,048,494	61.4	行わなかった。
歴史的地区環境整備街路業推進促進協議会	40,000	5,396,604	3,116,914	2,279,690	57.8	行わなかった。

収支比率 80%未満の団体

## 花とみどり課

### 1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹2人、主査7人、主任主事4人、主任技師8人、技師1人の計25人である。

### 2 主な所掌事務

花とみどり課は、公園・緑地及び霊園の事業計画・設計・施工監理及び補助事業認可申請、緑化、公園等の用地の取得及び補償に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本公園緑地協会(11万円)、全国都市公園整備促進協議会(4万7千円)、沖縄県緑化推進委員会(3万円)、日本さくらの会(1万円)、全国ハーブサミット連絡協議会(1万円)等である。

補助金の支出は、屋上緑化推進事業(683万4,000円)、香りのあるまちづくり推進事業(10万円)、花いっぱい運動推進事業(10万円)である。

#### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、全国ハーブサミット連絡協議会の負担金、全国都市公園整備促進協議会の会費である。

概算払は、先進地視察の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、ナイクブ古墳群発掘調査業務委託(861万円)、那覇市緑化センター監理運営業務(661万5,000円)、公園事業再評価調書等作成業務委託(420万円)、崎山公園整備事業に伴う補償物件調査算定業務(その3)(102万6,900円)、末吉公園整備事業に伴う補償物件調査算定業務(49万3,500円)等である。

#### (2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、大道森公園整備工事(土木)(7,171万5,000円)、天久

公園整備工事(土木1)(6,615万円)、寒川緑地整備工事(土木)(5,445万円)、天久公園整備工事(土木2)(4,620万円)、宇栄原公園整備工事(土木1)(2,176万2,000円)等である。

設計業務委託契約は、松山公園実施設計業務委託(1,066万8,000円)、久場川公園実施設計業務委託(630万円)、天久公園実施設計業務委託(609万円)、緑ヶ丘公園実施設計業務委託(552万3,000円)、大石公園実施設計業務委託(525万円)等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、土木積算システム(135万6,000円)、OA機器リース契約(108万6,120円)、神原資料室の賃貸借(53万3,000円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 歳出予算の適正額の計上について(是正事項)

公園整備事業事務費の歳出執行状況において、燃料費は当初予算額96万円に対し支出負担行為済額17万2,425円、印刷製本費は当初予算額119万5,000円に対し支出負担行為済額26万7,235円、通信運搬費も当初予算額94万円に対し支出負担行為済額14万5,139円となっており当初予算額に比べ低い執行額となっている。

平成17、18年度決算においても当該各費用の支出済額は10~20万円台であることから、那覇市予算決算規則第6条(予算見積書作成上の留意事項)第1項第4号に定める「前年度実績又は適正な額」により予算計上されたい。

(2) 団体負担金について(留意事項)

全国ハープサミット連絡協議会の負担金(1万円)については、同協議会の平成16年度決算における収入に対する支出の割合(収支比率)が7%と低いことから、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行うよう平成18年度定期監査(前期)において留意事項として指摘した。指摘を受け、協議会に対し効果的な予算執行を行うよう提案したが、平成18年度決算においても収支比率が12.2%と低い水準である。

予算の効率的、効果的な執行の観点から、なお一層見直しに努められたい。

## 建築工事課

1 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹1人、主査14人、主任主事1人、主任技師7人、技師7人の計33人である。

2 主な所掌事務

建築工事課は、住環境整備事業、市営住宅その他市建築物の建設、市建築物及

び施設の営繕に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 未収金の徴収について

未収金は、敷金返還金(3万7,955円)である。

#### (2) 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本住宅協会(1万8,000円)への団体負担金、公営住宅整備事業担当者研修会(4万2,000円)及び新営予算単価説明会(1万1,000円)の出席負担金である。

補助金の支出は、住宅騒音防止対策工事補助金(1,412万2,000円)である。

#### (3) 資金前渡・概算払について

概算払は、平成20年度予算説明会、平成20年度予算実施計画ヒアリング、公営住宅整備事業担当者研修会(県外、県内)の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、宇栄原市営住宅建替事業業務委託(第1期実施設計)(6,667万5,000円)同事業業務委託(第1期造成設計)(1,161万3,000円)久場川市営住宅第2期建替事業業務委託(実施設計)(6,520万3,950円)同事業業務委託(土質調査)(1,864万8,000円)同事業業務委託(造成設計)(1,302万円)等である。

#### (2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、識名市営住宅建替工事(建築)(2億9,400万円)石嶺市営住宅第2期建替工事(建築1工区)(2億1,590万1,000円)久場川市営住宅第1期建替工事(駐車場整備)(4,317万6,000円)久場川市営住宅第1期建替工事(機械・外構)(3,990万円)石嶺市営住宅第1期建替工事(昇降機)(3,600万円)等である。

#### (3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料(297万7,790円)白黒コピー機使用料(83万9,611円)土木工事積算システム(67万9,000円)OA機器リース料(14万5,950円)等である。

#### (4) 需用費(修繕料)について

修繕料は、公用バイク修理他5件(10万6,680円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 土地、建物等について

土地は、市営住宅用地(3筆)451.45㎡、市営住宅緑地(1筆)10.98㎡及び区画整理関連用地(3筆)144.20㎡である。

#### (2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## (都市施設管理センター) 道路管理室

### 1 職員の配置状況

道路管理室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任技師 4 人、主任主事 4 人、技師 4 人の計 21 人である。その他、臨時職員 1 人である。

### 2 主な所掌事務

道路管理室は、道路の管理、道路占用許可等、道路の路線認定、廃止及び変更、道路境界の協定、指示及び承認、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、並びに法定外公共物、道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関する事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

#### (1) 負担金について

負担金の支出は、那覇空港自動車道促進期成会負担金(3万円)、社団法人日本道路協会負担金(6万円)、沖縄県道路利用者会議負担金(13万円)、沖縄国道協会負担金(4万円)「道路ふれあい月間」沖縄地方推進協議会負担金(32万5,000円)である。

#### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、牧志 24・25 号未買収道路用地取得事業の補償契約(航空賃)及び未買収道路用地取得事業に係る補償金である。

概算払による支出は、地積情報管理活用システム研修会、道路整備の促進を求める全国大会出席及び資料収集、並びに平成 19 年度用地職員実務研修、牧志 24・25 号未買収道路用地取得事業の補償契約(鉄道賃等)の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 19 年度街路樹維持管理業務(その 1)(1,390 万 3,050 円)、平成 19 年度街路樹維持管理業務(その 2)(1,512 万 3,150 円)及び平成 19 年度沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託(805 万円)、平成 19 年度道路台帳更新業務委託(546 万円)並びに平成 19 年度路面清掃業務委託(481 万 5,300 円)等である。

#### (2) 工事及び設計委託について

工事契約は、天久安里線中央分離帯植栽工事(その 1)(111 万円)、天久安里線中央分離帯植栽工事(その 2)(189 万円)、那覇新都心地区自治体管路電線管路引込工事(47 万 2,500 円)及び那覇新都心地区自治体管路通信管路引込工事(22 万 6,800 円)(道路維持管理事業)である。

#### (3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、土地賃借料その外 3 件 (67 万 6,518 円)、タクシー使用料その外 2 件 (78 万 4,800 円) 並びに自動車賃貸借料 (58 万 8,000 円) である。

(4) 需用費 (修繕料) について

修繕料は、首里石嶺町地内通学路修繕工事 (219 万円)、モノレール駅駐輪施設修繕工事 (194 万 9,325 円) 及び石嶺団地線道路修繕工事 (148 万 4,700 円)、鳥堀町 5 丁目地内道路修繕工事 (128 万 1,000 円) 並びに高良宇栄原南線道路修繕工事 (118 万 1,250 円) 等である。

(5) 補償、補填及び賠償金について

補償、補填及び賠償金の契約は、物損事故 (接触事故) の賠償金 (8 万 4,060 円) である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

団体負担金について (留意事項)

道路管理室が負担金を交付している次の 3 団体の運営状況について、平成 18 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位: 円)

団 体 名	平成 19 年 度交付額 (那覇市)	平 成 18 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主管課から 交付先への 要請等
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港自動車 道促進期成会	30,000	2,061,268	1,074,236	987,032	52.1	行わなかつた。
沖縄県道路利用 者会議	130,000	8,709,598	6,836,943	1,872,655	78.5	行わなかつた。
沖縄国道協会	40,000	1,043,193	613,731	429,462	58.8	行わなかつた。

収支比率 80% 未満の団体

**(都市施設管理センター)****公園管理室**

## 1 職員の配置状況

公園管理室の職員配置状況は、室長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 6 人、主任技師 1 人、技師 1 人計 12 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

## 2 主な所掌事務

公園管理室は、公園（管理事務の一部を除く。）緑地、霊園の管理に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

## (1) 資金前渡の取扱いについて

資金前渡による支出は、公園美化活動傷害保険(46万8,000円)、福州園建物等火災保険(55万831円)、公園自治会委託障害保険(40万2,940円)、公園自治会委託障害保険(5万2,830円)である。

これらの契約事務について、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

## (1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 19 年度都市公園維持管理(公園清掃等)業務委託(1億804万5,000円)、波の上ビーチ管理運営業務委託(570万1,565円)及び平成 19 年度都市公園台帳作成業務(522万9,000円)、福州園管理業務委託(377万9,790円)並びに平成 19 年度都市公園清掃(塵芥回収)管理業務委託(344万4,000円)等である。

## (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、業務用軽乗用自動車賃借(21万9,240円)、コピー料外3件(46万6,324円)である。

## (3) 需用費(修繕料)について

修繕料は、南納骨堂屋上明り取り漏水止水修繕外1件(29万7,360円)、大神公園広場修繕外100件(2,109万9,340円)及び真嘉比遊水地広場修繕(9万9,015円)である。

## (4) 工事及び設計委託について

工事契約は、旭ヶ丘公園落石防止柵設置工事(237万3,000円)、銘苅てんとうむし公園スプリング遊具設置(37万8,000円)、若狭公園遊具設置(37万8,000円)及び与儀なかよし公園スプリング遊具設置(18万9,000円)である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

## 土地・建物について

土地・建物の管理状況について、関係書類の精査及び関係職員から聴取した結

果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 6 指摘事項等

業務委託契約金の支払いについて (要望事項)

花壇花卉植栽維持管理業務 (その 1 ~ その 3) は、中央公園外各公園の花壇及び主要市道の歩道上のボックス花壇などに、植栽などを行い、花と緑豊かな潤いのある街づくりを推進している。

これらの業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、三福祉団体と随意契約による委託契約を締結し、支払については事業完了後の一括払いとなっている。

当該団体は、自己資本力が低く経営基盤が脆弱な面もあるため、施設運営の安定化や植栽等の回数に配慮するなど、委託料の部分払い等について十分な説明を行うよう、検討されたい。

## (都市施設管理センター)

### 市営住宅室

#### 1 職員の配置状況

市営住宅室の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主査 9 人、主任主事 5 人、主任技師 1 人、主事 1 人、技師 3 人の計 21 人である。その他、臨時職員 4 人である。

#### 2 主な所掌事務

市営住宅室は、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

#### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

##### (1) 負担金について

負担金の支出は、公営住宅管理者研修会 (1 万 8,000 円) である。

##### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、家屋明渡訴訟強制執行申立金 (39 万 3,308 円) 家屋明渡強制執行による家財搬送等手数料 (109 万 2,525 円) 市営住宅施設賠償責任保険料 (含む昇降機賠償責任保険) (251 万 4,010 円) 等である。概算払による支払いは、公営住宅管理研修会外 5 件旅費 (31 万 8,160 円) である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### 4 契約事務の状況

##### (1) 業務委託について

業務委託契約は、市営住宅敷地内共用部分草刈及び排水溝清掃業務委託 (1,312 万 6,050 円) 各市営住宅消防用設備点業務委託 (1,365 万円) 若狭外 10 市営住宅集合監視装置警備業務委託 (137 万 2,140 円) 若狭外 3 市営住宅昇降機保守点検業務委託 (693 万円) 安謝第一・小禄市営住宅昇降機保守点検業務委託 (529 万 2,000 円) 等である。

##### (2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、小禄・壺川東市営住宅煙感知器取付工事(408万4,500円)、石嶺外3市営住宅UHFアンテナ設置工事(540万4,350円)、若狭市営住宅1棟外壁改修工事(3,601万5,000円)、真地市営住宅外壁塗装工事(1,446万9,000円)、石嶺市営住宅給水本管取替工事(その1)(1,522万5,000円)等である。

(3) 賃借料について

土地賃借契約は、県有土地賃貸借契約(久場川市営住宅)(94万7,820円)、汀良等市営住宅土地賃貸借契約(903万9,600円)、安謝第一市営住宅土地賃貸借契約(320万7,636円)、壺川市営住宅土地賃貸借契約(3者との契約。1,157万1,454円)である。

(4) 需用費(修繕料)について

修繕料は、石嶺市営住宅17棟206室・19棟306室ベランダ鉄骨補強工事(126万円)、石嶺市営住宅32棟110室108室・14棟102室103室ベランダ鉄骨補強工事(117万6,000円)、石嶺市営住宅定水位弁取替(92万4,000円)、石嶺市営住宅22棟305、306庇補強工事(89万2,500円)、真地市営住宅4棟前地すべり防止工事(93万2,400円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

市営住宅の土地、建物について、公有財産台帳の副本等により審査した。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月9日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

事務手続きの適正な執行について(注意事項)

壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を適用し3者から見積書を徴し、最も低額を提示した現契約者と単年度契約している。また、若狭外10市営住宅集合監視装置警備業務委託についても現契約者から見積書を徴し、単年度契約している。

しかし、平成17年度に指名競争入札で落札した現業者と契約し、平成19年度まで債務負担行為を設定しているにもかかわらず、単年度契約するのは不適切な事務処理である。事業の執行に当たっては、債務負担行為設定の趣旨を理解し適正な事務手続きに努められたい。

(都市施設管理センター)

土木管理事務所

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員配置状況は、所長1人、主査2人、主任技師2人、主任主事1人、工長3人、主任環境整備員1人、環境整備員5人、工夫4人、運転手

4 人の計 23 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 4 人である。

## 2 主な所掌事務について

土木管理事務所は、道路の損壊・側溝の詰まり等の調査、工事中資材の調達・検収・保管・受払、道路・橋の維持修繕及び清掃、下水道雨水施設の維持管理、里道・農道の維持管理、資材提供に関する事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

### 資金前渡・概算払の取扱

資金前渡による支出は、安全運転管理者講習会に伴う県収入証紙購入代金（4,200円）である。

これについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託について

業務委託契約は、現場発生廃材及び産業廃棄物処理業務(107万4,150円)、河川除草業務委託(480万9,000円)、地域排水路工事関連図書のスキャニング業務委託外5件(173万6,910円)等である。

### (2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の支出は、自動車賃借料2台分(123万7,110円)、複写機賃借料(28万77円)、重機借上料外7件(75万3,738円)等である。

### (3) 需用費(修繕料)について

修繕料の支出は、牧志3丁目地内排水路修繕工事等外24件(1,605万6,061円)、車検基本作業料外19件(103万7,798円)、車検整備その他17件(80万6,740円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### 物品について

物品の出納及び保管等について、平成20年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

## 消防本部

### 総務課

## 1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、参事兼課長(消防監)1人、副参事(消防司令長)1人、副参事兼係長(消防司令長)1人、主幹(消防司令)1人、主査(消防司令補)2人、主任(消防士長)4人、主事(消防士)2人の計12人である。

## 2 主な所掌事務

総務課は、職員及び消防団員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職

員の勤務条件、情報公開、消防本部訓令の制定、消防業務の企画、職員及び消防団員の研修、職員及び消防団員の公務災害補償及び福利厚生、文書及び公印、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両、消防予算及び決算、他課に属しない事務を所掌している。

### 3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

#### (1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県消防長会会費(62万9,700円)、消防学校初任教育入校負担金(310万7,800円)、救急救命士九州研修所負担金(201万円)、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(338万5,375円)、消火栓設置負担金(1,070万1,000円)等である。

補助金の支出は、女性防火クラブ育成助成金(203万6,999円)である。

#### (2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第39期初任教育入校負担金(310万7,800円)、第46期救急科入校負担金(96万4,900円)、沖縄県消防長会会費(62万9,700円)、防火災訓練災害補償等共済制度掛金(31万2,000円)等である。

概算払による支払いは、第39期初任教育研修旅費(114万800円)、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練参加旅費(36万5,580円)、第46期救急科旅費(35万4,920円)等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託について

業務委託契約は、消防本部庁舎清掃(313万9,500円)、水難救助隊員の健康診断(926,100円)、発信地表示システム検索制御装置等保守(136万5,000円)等である。

#### (2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、西消防署訓練施設整備事業(120万円)である。

#### (3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、寝具類賃貸借(424万2,672円)、消防本部庁舎賃借(1億1,932万5,684円)、消防本部庁舎用地賃借(443万7,869円)、西消防署庁舎賃借(6,000万円)、消防緊急司令システム賃貸借(8,699万400円)、消防資機材賃貸借(468万900円)等の契約である。

#### (4) 需用費(修繕料)について

修繕料は、消防車両定期点検及び修繕、消防庁舎維持管理、什器等の修繕、救急救助器具修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 公有財産について

土地は10,328.91㎡(西消防署1,117.15㎡、松尾出張所422.00㎡、小禄出張所792.00㎡、国場出張所286.00㎡、首里出張所429.76㎡、中央消防署7,282.00㎡)で、建物は3,112.12㎡(松尾出張所735.45㎡、安謝出張所386.00㎡、小禄出張所1,268.00㎡、国場出張所299.44㎡、首里出張所

423.23 m<sup>2</sup>) である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて関係台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 建設負担金の執行体制について(留意事項)

水道局消火栓維持管理建設負担金は、那覇市上下水道局が行う消火栓の補修及び維持管理等に要する経費であるが、2 月末までの実績の請求が 3 月 19 日にあり、4 月になってから 3 月 31 日付けで支出負担行為を行い 426 万 4,000 円が執行され、結果として 316 万 7,000 円の未執行が生じている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条(歳出の会計年度所属区分)に従い 4 月以降にならないと確定しないものを除いては 3 月 31 日までに債務を決定すべきである。消火栓は市民の安全に関わることなので、途中段階においても上下水道局と綿密な調整を行い適正な予算執行に努められたい。

(2) 補助金の手続きについて(総務課・予防課)(注意事項)

那覇市女性防火クラブ育成助成金(203 万 6,999 円)はクラブの健全な運営及び事務の効率的な遂行を期することを目的として、那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき交付している。

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局も担う消防本部予防課との調整が一部口頭での承認となっているが、助成目的の透明性と客観性を確保する観点から、決裁文書を作成する等の明瞭な事務処理に努められたい。

(3) 備品台帳等について(消防本部・署共通)(注意事項)

那覇市物品会計規則第 26 条(台帳等)により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第 4 条(重要物品)により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成 18 年度定期監査(前期)において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。

また、那覇市消防本部機械器具管理規程第 27 条(簿冊)により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

(4) 団体負担金について(留意事項)

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 18 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

## 交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成19年 度交付額 (那覇市)	平 成 1 8 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主管課から 交付団体へ の要請等
		収入額	支出額	収支差額		
南部消防協議会	75,860	289,274	205,893	83,381	71.2	行なった。
沖縄電波協力会	20,000	3,236,936	1,674,386	1,562,550	51.7	行わなかった。
沖縄気象災害防 止協議会	15,750	1,102,542	792,947	309,595	71.9	行わなかった。

収支比率 80%未満の団体

**予防課**

## 1 職員の配置状況

予防課の職員配置状況は、課長(消防司令長)1人、主幹(消防司令)3人、主査(消防司令補)4人、主任(消防士長)7人、主事(消防士)2人の計17人である。

## 2 主な所掌事務

予防課は、火災及び災害の予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成20年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、総務課の「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。

**警防課**

## 1 職員の配置状況

警防課の職員配置状況は、課長(消防司令長)1人、主幹(消防司令)2人、主査(消防司令補)5人、主任(消防士長)9人、主任主事(副士長)5人の計22人である。

## 2 主な所掌事務

警防課は、水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防水利の計画及び調査保全、道路・下水道工事等の同意、特殊な対象物にかかる警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防救助隊、特別救助隊、救助統計に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

## ( 1 ) 公有財産について

防火水槽用地は土地 1,890.02 m<sup>2</sup>、地上権 399.93 m<sup>2</sup>である。

## ( 2 ) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、総務課の「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。

**救急課**

## 1 職員の配置状況

救急課の職員配置状況は、課長(消防司令長)1人、主幹(消防司令)2人、主査(消防司令補)9人、主任(消防士長)14人、主任主事(副士長)4人、主事(消防士)15人の計45人である。

## 2 主な所掌事務

救急課は、救急業務の計画及び調査、市民に対する応急手当の普及啓発活動・推進、患者搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療及び救急資器材、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、総務課の「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。

**指令情報課**

## 1 職員の配置状況

指令情報課の職員配置状況は、課長(消防司令長)1人、主幹(消防司令)3人、主査(消防司令補)10人、主任(消防士長)9人の計23人である。

## 2 主な所掌事務

指令情報課は、消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急司令装置の管理に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 20 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

**西消防署**

## 1 職員の配置状況

西消防署の職員配置状況は、本署に課長(署長・消防司令長)1人、主幹(消防次席・司令)4人、主査(消防司令補)12人、主任(消防士長)11人、主任主事(消防副士長)4人、主事(消防士)19人の計51人である。安謝出張所に主査(消防司令補)2人、主任(消防士長)4人、主事(消防士)6人の計12

人である。松尾出張所に主査（消防司令補）4人、主任（消防士長）4人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）5人の計14人である。小禄出張所に所長（消防司令補）2人、主査（消防司令補）2人、主任（消防士長）5人、主事（消防士）5人の計14人である。総合計で91人である。定数は91人で1人の未配置である。

## 2 主な所掌事務

西消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防ぎょ及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

## 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成20年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、消防本部総務課「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。

## 中央消防署

### 1 職員の配置状況

中央消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防監）1人、主幹（消防司令）5人、主査（消防司令補）8人、主任（消防士長）6人、主事（消防士）18人の計38人である。首里出張所に主幹（消防司令）2人、主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）6人、主事（消防士）2人の計16人である。真和志出張所に主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）6人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）5人の計18人である。総合計で72人である。

### 2 主な所掌事務

中央消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防ぎょ及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

### 3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成20年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、消防本部総務課「6 指摘事項等」で述べたこと以外はおおむね良好に管理されているものと認めた。